

大阪航空局次長 殿

北陸地方整備局 港湾空港部長 殿

航空局 航空ネットワーク部 空港技術課長

(公印省略)

令和8年度 能登半島地震の復興・復旧事業等における
積算方法等について

能登半島地震の復興・復旧事業等における空港土木工事の積算方法等について、実態調査結果等を踏まえ、下記のとおり措置されたい。

記

1. 適用対象工事

石川県内で実施する空港土木工事で、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間に入札書提出期限日を設定する工事。

2. 積算方法

(1) 日当たり作業量の補正

【対象歩掛】 土工に関する歩掛

【対象地域】 石川県内の中能登地域（七尾市、羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町）及び奥能登地域（輪島市、珠洲市、穴水町、能登町）

【補正内容】 作業日当たりの標準日当たり作業量を20%低下する補正

※補正後の作業日当たり作業量＝作業日当たりの標準日当たり作業量×0.8

【対象歩掛】 アスファルト舗装工に関する歩掛

【対象地域】 石川県内の中能登地域（七尾市、羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町）及び奥能登地域（輪島市、珠洲市、穴水町、能登町）

【補正内容】 作業日当たりの標準日当たり作業量を10%低下する補正

※補正後の作業日当たり作業量＝作業日当たりの標準日当たり作業量×0.9

3. 適用にあたって

(1) 令和8年4月1日以降に入札手続きを開始する工事

本通知の適用対象工事においては、当該補正を行って積算を行うことを入札公告等に明記するとともに、本通知に基づき、予定価格を算出するものとする。

(2) 令和8年4月1日時点において入札手続き中で未契約の工事

契約後、受注者に本通知の適用対象工事である旨を説明し、受注者が本通知に基づく変更を希望する場合は、次の変更契約手続きまでに変更契約を行うこと。

4. 既契約工事について

既契約工事については、本通知の適用対象外とする。

5. その他

入札書の提出期限の日が本通知の日の令和8年3月24日から同月31日までの工事については、本通知に関する周知期間等を考慮し、以下の措置を講じる。

- ・工事の発注者又は受注者は、工事請負契約書（令和7年12月12日付 国空予管第1053号）第63条等の規定に基づき、次の方式により算出された請負代金額等に変更する協議を行うことができるものとする。

変更後の請負代金額＝ $P_{\text{新}} \times k$

この式において、「 $P_{\text{新}}$ 」及び「 k 」は、それぞれ次に掲げるものとする。

$P_{\text{新}}$ ：新積算基準に基づき作成した予定価格に相当する価格

k ：当初契約時点の落札率

※新積算基準には、本通知のほか「空港請負工事積算基準の一部改定について」（令和8年3月19日付国空空技第574号）が該当する。

- ・工事において当該変更を行う場合、単価合意は変更後の請負代金額について行うものとする。
- ・入札説明書において本取扱いについて明示するものとする。なお、既に入札公告を行っている場合にも、同様に入札説明書を修正するものとする。

(記載例)

本工事は、令和8年3月24日に「令和8年度 能登半島地震の復興・復旧事業等における積算方法等について」が公表されたことを踏まえ、次のとおり措置を講じる。

○本工事の発注者又は受注者は、令和8年4月1日以降、工事請負契約書第63条等の規定に基づき、次の方式により算出された請負代金額に変更する協議を行うことができるものとする。

変更後の請負代金額＝ $P_{\text{新}} \times k$

$P_{\text{新}}$ ：新積算基準に基づき作成した予定価格に相当する額（単価は入札書の提出期限の日のもの）

k ：落札率

○当該変更を行う場合、単価合意は変更後の請負代金額について行うものとする。